6　市町村合併により、対象原子力発電供用施設所在市町村の区域に変更があった場合であって、市町村合併の日以前に当該区域内の原子力発電供用施設の着工が確実となった場合にあっては、当該原子力発電供用施設に係る交付金の交付限度額については、合併前の対象原子力発電供用施設所在市町村とみなして前項までの規定を適用する。

7　対象原子力発電供用施設所在市町村の区域内に所在する対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設を除く。）が設置されている一の事業所において、初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該事業所をその区域に含む市町村に当該燃料の使用を申し入れた日の属する会計年度の翌会計年度から五年間、当該市町村に対して第一項又は第三項で定める毎会計年度の交付限度額（第四項の規定の適用がある場合にあっては、同項で定める交付限度額）に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。

8　前項の規定にかかわらず、二以上の対象原子力発電供用施設所在市町村の区域にまたがって所在する対象原子力発電供用施設（機構が設置する原子力発電施設及び原子力発電密接関連施設を除く。）が設置されている一の事業所において、初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該事業所をその区域に含む市町村に当該燃料の使用を申し入れた場合は、その申し入れた日の属する会計年度の翌会計年度から五年間、当該事業所をその区域に含むそれぞれの市町村に対して第二項で定める毎会計年度の交付限度額（第四項の規定の適用がある場合にあっては、同項で定める交付限度額）に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。

9　前項に規定する一の事業所をその区域に含む二以上の対象原子力発電供用施設所在市町村間の市町村合併により一の市町村となった場合であって、市町村合併の日以前に当該事業所において初めて混合酸化物燃料を使用しようとする者が平成二十一年度の末日までに当該合併後の市町村に当該燃料の使用を申し入れた場合にあっては、合併前の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

10　電気事業者が平成二十五年度の末日までにその所有する対象原子力発電供用施設に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条第一項第八号に掲げる事項の変更に係る同条第二項の申請を行った場合（原子炉の運転期間を延長しようとする場合に限る。）は、当該対象原子力発電供用施設に係る対象原子力発電供用施設所在市町村（その区域内に当該対象原子力発電供用施設が設置されている事業所が所在する市町村の区域内に設置されている他の対象原子力発電供用施設について既に当該申請が行われている場合を除く。）に対して、当該申請の日の属する会計年度又はその翌会計年度から五年間、第一項、第二項又は第三項で定める毎会計年度の交付限度額（第四項の規定の適用がある場合にあっては、同項で定める交付限度額）に二千万円を限度とする額を加えて交付することができる。

11　平成二十五年度の末日までに二以上の対象原子力発電供用施設所在市町村が市町村合併により一の市町村となった場合であって、当該市町村合併の行われた日以前に前項の申請が行われた場合にあっては、当該市町村合併の市町村の区域を市町村とみなして前項の規定を適用する。

第十二条　一の水力発電施設対象市町村（水力発電施設周辺市町村をその区域に含む平成二十三年三月三十一日現在における市町村をいう。）の区域に対して交付することができる毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一　次の算式により算定した金額（当該金額が四百四十万円に満たない場合にあっては四百四十万円とする。以下「算定額」という。）が、当該市町村の区域の平成二十二年度における交付限度額として旧規則第十一条の規定により算定された金額（以下「基準額」という。）を超える場合　算定額と基準額との差額の十分の一に相当する金額を基準額に加算した金額

A×0.059＋B×0.0295［1］

イ　Aは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量（交付年度の十一年前の会計年度から前々会計年度までの当該施設の平均年間発電電力量を、当該施設に係る特定区分施設等がその区域に含まれる平成二十三年三月三十一日現在における市町村の数で除して得た値。以下同じ。）のうち、自流式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

ロ　Bは、当該会計年度における当該市町村の区域に含まれる対象水力発電施設の算定発電電力量のうち、揚水式の水力発電施設に係るものの合計をキロワット時を単位として表した数

二　算定額が、基準額以下であって、一億円を超える場合　算定額と一億円との差額の二分の一に相当する金額を一億円に加算した金額

三　算定額が、基準額以下であって、一億円以下の場合　イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額以上の場合　算定額と同額

ロ　算定額が、基準額の三分の二に相当する金額に満たない場合　基準額に三分の二を乗じて得た金額

2　一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、前項の交付金の交付限度額の算定の対象となる期間（以下この条において「算定期間」という。）は、当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等（特定区分施設等のうち、当該特定区分施設等に係る交付金が初めて交付された会計年度の開始の日から八年以上経過したものを除いたものをいう。以下同じ。）の評価出力の合計が初めて千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となった会計年度（昭和五十六年度以降のものに限る。以下「算定開始年度」という。）の開始の日から七年間とする。ただし、その期間中の会計年度に当該市町村の区域に含まれる当該算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット未満又は基準発電電力量の合計が五百万キロワット時未満となる場合にあっては、当該会計年度の前会計年度の末日までとする。

3　前項ただし書の場合であって、同項ただし書に規定する算定期間の終了後の会計年度（算定開始年度の七年後の会計年度以前のものに限る。）において再び当該市町村の区域に含まれる算定特定区分施設等の評価出力の合計が千キロワット以上で、かつ、基準発電電力量の合計が五百万キロワット時以上となるときは、当該会計年度の開始の日から算定開始年度の七年後の会計年度の末日までの期間も算定期間とする。

4　前二項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が前二項に規定する算定期間中に当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は電気事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を算定期間とする。

一　第二項本文に規定する算定期間中又は同項ただし書に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間中に当該協力を行った場合　第二項本文に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

二　第二項ただし書に規定する算定期間中のみに当該協力を行った場合　同項ただし書に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

三　前項に規定する算定期間中のみに当該協力を行った場合　第二項ただし書に規定する算定期間及び前項に規定する算定期間を更に八年間延長した期間

5　前三項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項各号において延長した八年間の期間中に、新規の水力開発の推進に関して協力する旨を明らかにした場合には、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を更に七年間延長した期間を算定期間とする。

6　前四項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項において延長した七年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は電気事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、第四項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ前項に規定する期間を更に八年間延長した期間を算定期間とする。

7　前五項の規定にかかわらず、当該水力発電施設周辺市町村をその区域に含む市町村が、前項において延長した八年間の期間中に、当該水力発電施設周辺市町村の区域内において行われる国又は電気事業者による発電水力の調査又は開発に協力した場合であって、当該協力が水力発電施設の設置及び運転の円滑化に特に資すると認められる場合は、前項に規定する算定期間を更に十年間延長した期間を算定期間とする。

8　一の水力発電施設周辺市町村の区域に含まれる一の特定区分施設等について、旧規則第十一条第五項から第七項までの規定に基づき算定期間が延長されて交付金が交付されている場合にあっては、それぞれ第四項から第六項までの規定に基づき算定期間が延長されたものとみなす。